

平成 24 年 2 月 22 日策定
令和 4 年 3 月 25 日改定

放射性物質による汚染対処方針について 木更津市

1 市のこれまでの取組みと現状

- ・市では、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の飛散及び放射線量の増加に対し、次のような対応をしてきました。
 - ・市内を 2 k m 四方ごとに区切った 38 地点で、年 4 回（令和 3 年度は 2 回）の空間線量を継続的に測定。
 - ・小中学校、幼稚園、公園では、平成 24 年度まで、保育園では、平成 27 年度まで空間線量を測定。
 - ・小中学校、保育園、公園で土壌中の放射性物質の量を平成 23 年度に測定。
 - ・上水の放射性物質含有量を測定。（令和元年度よりかずさ水道広域連合企業団にて測定、公表）
 - ・下水道の流入水、放流水及び汚泥中の放射性物質含有量を平成 28 年度まで測定。
 - ・プール周辺の空間線量及び水中の放射性物質量を平成 23 年度に測定。
 - ・市民への情報提供のため、測定結果をホームページに掲載。
- ・市は、重点調査地域（追加被ばく量が年間 1 m S v（測定値で 0.23 μ S v / h）を超えている地域）に指定されておらず、また現在までの空間測定結果により、市内の平均的な空間線量は 0.05 μ S v / h から 0.08 μ S v / h となっており、除染等が必要な水準である 0.23 μ S v / h より低い状況が続いております。

2 対応方針

- ・放射性物質による環境の汚染に対処するため、市では今後、以下のとおり対応することとします。

（1）空間線量の推移の監視

- ・これまでの測定結果より、除染等が必要な水準より低い値で推移し

ているものの、国内の自然由来放射線量の平均値とされている $0.04 \mu\text{Sv/h}$ を超えているため、測定を継続することとする。測定地点については、市内を 2km 四方ごとに区切った 38 地点から、市民が訪れる 19 地点に変更します。なお、測定結果の状況等により、測定地点を再設定することがあります。

(2) 除染等の対策の実施

- ・上の(1)による測定の結果、後に示す基準を超過していた場合に、必要に応じ除染等の対策を実施します。
- ・除染の方法については、「放射性物質により環境汚染された土壌等の除去等の措置に関する千葉県としての対処方針」(平成23年11月25日 千葉県災害復旧・復興本部)や、環境省から示された「除染関係ガイドライン」等を参考に、状況に応じて判断することとします。

なお、この対応方針に関わらず、施設の機能管理の観点から土砂や落ち葉等の除去を行うことがあります。

3 除染の基準及び対応

- ・対応方針の除染を実施する基準は、以下のとおり判断するものとします。

(1) 除染の対象

- ・空間線量が、以下の基準を超過した場合に除染の対象とします。
 - ・通常の公共空間等
地上 0.5m で $0.23 \mu\text{Sv/h}$
 - ・幼稚園、保育園、小学校、公園
地上 0.5m で $0.23 \mu\text{Sv/h}$
ただし、砂場等、乳幼児が比較的長時間、ごく近傍で活動することが想定される場所は
地上 5cm で $0.23 \mu\text{Sv/h}$
 - ・通常、長時間留まると考えにくい場所(道路側溝、雨樋、集水ます等)
地上 1m で $1 \mu\text{Sv/h}$

＊基準超過の判断は、簡易型の測定機器ではなく、校正済みシンチレーション式サーベイメーターにより測定した結果で行うものとします。

（２）除染の方法

- ・基準を超過した場所の原因と考えられるもの（土壌、枯葉等）を除去します。なお、除染対象が多数の場合は、次の要素を勘案して優先順位を設定し、実施するものとします。

①乳幼児が頻繁に使用する施設

②比較的長時間利用する場所

③他の地域と比較して著しく線量が高い箇所

- ・すぐに除去することが難しい場合は、飛散や浸透により放射性物質が拡散することを防止するための措置を行います。

（３）除染後の対応

- ・除染実施後、除染の効果を判断するため、除染前と同様の方法で空間線量を測定します。
- ・除染により発生した廃棄物については、別に定めた保管場所で一時保管し、処分方法が決定次第処分します。なお、保管場所が決定するまでの間、除染実施場所付近で仮置きまたは覆土等の措置を施し、周辺の立ち入りを制限することもあります。

４ 対応方針の改定

- ・今後の測定結果や国、他市の対応状況の進展等により、必要に応じ本方針を改定します。